

特定個人情報保護評価書の概要について

1 特定個人情報保護評価書

特定個人情報保護評価書は、平成27年に施行されたマイナンバー制度により、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を取扱う際の事故を防止するため、情報漏えい等のリスクの分析とセキュリティ対策について記載し、その内容を明らかにするものです。

地方公共団体は、個人番号利用事務ごとに保有する特定個人情報の対象人数（市外に転出した住民分も含む。）等に応じて、「基礎項目評価書」※1、「重点項目評価書」※2又は「全項目評価書」※3を作成し、公表することが求められています。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ※1「基礎項目評価書」 | 対象人数が1,000人以上10万人未満の場合に作成し公表します。 |
| ※2「重点項目評価書」 | 対象人数が10万人以上30万人未満の場合に作成し公表します。 |
| ※3「全項目評価書」 | 対象人数が30万人以上の場合に作成し公表します。 |

2 特定個人情報保護評価の再実施

特定個人情報保護評価書を作成した地方公共団体は、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）の規定に基づき、少なくとも毎年1回以上作成した評価書の見直しを行う必要があります。

見直しを行った特定個人情報保護評価書について、対象人数の増加等の理由により新たに全項目評価書を作成するものと判断された場合は、速やかに重点項目評価書から全項目評価書へ書式を変更する必要があります。

水戸市においては、見直しの結果、住民基本台帳に関する事務においては対象人数が30万人を超え、また、個人住民税に関する事務においては間もなく30万人を超える見込みであることが確認できたため、両事務において全項目評価書の作成を行うものです。

3 全項目評価書案の作成

全項目評価書案の作成後は、規則第7条の規定により、当該案を公示して広く住民等の意見を求め、聴取した意見を十分考慮した上で見直すこととされています。さらに、当該全項目評価書案は、個人情報保護に関する学識経験を有する方を含み、地方公共団体の職員以外で構成された機関（原則として、保護条例により規定される機関）による第三者点検を受けることが義務付けられていることから、水戸市個人情報保護運営審議会に諮問いたします。

4 住民への意見の求め

本市の全項目評価書案について、平成31年2月18日から平成31年3月19日までの期間において、意見公募手続を実施しており、これによる意見の提出はありませんでした。

5 第三者点検の実施

全項目評価書案の内容については、地方公共団体の個人情報保護や情報セキュリティに関し知見を有する委託事業者による点検を事前に実施しております。議事を御審議いただくにあたり、本市の全項目評価書案のほか、委託事業者の点検結果報告書を参考に添付しております。

全項目評価書の第三者点検については、当該議事の議決をもって完了したものとします。